

山梨大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人山梨大学ネーミングライツ事業規程」に基づき、自己収入の拡大を図り、本学の教育研究環境の向上に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する法人等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が法人等（法人、法人以外の団体又は個人事業主）に、本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された法人等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設

甲府西キャンパス

- ① 厚生会館 780 m²（建物面積）

※配置図は P.7 上段を参照

- ② 附属図書館

1 階ラーニングコモンズ 253 m²

※配置図は P.7 を参照

3. 募集の概要

- ① 契約期間（命名権の付与期間）

令和7年7月1日から原則3年以上5年以内（更新可）

- ② 命名権料

年間契約額（消費税及び地方消費税は別途）

4. 応募資格

以下の各号に該当しない法人等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 一般に広くその存在が知れ渡り、本学の品位を損なうおそれのある問題等を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以下「貸金業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- ⑥ 消費者金融、商品先物取引に関するもの、たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む）、賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う団体
- ⑧ 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ 国立大学法人山梨大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項（平成 19 年 10 月 24 日制定）により学長から取引停止の措置を受けている期間中のもの
- ⑫ 契約を締結する能力を有しないもの
- ⑬ その他ネーミングライツ事業を実施する法人等として適当でないと本学が認めるもの

5. 命名権の付与条件

(1) 別称等

- ① 命名する別称等（法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に違反するもの
 - ・ 公序良俗に反するもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・ 特定の政治、宗教又は思想等に関するもの
 - ・ 本学又は本学以外の個人、団体若しくは組織等の名称、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの
 - ・ 風営法第 2 条に規定する営業に関するもの
 - ・ 貸金業法第 2 条に規定する貸金業に関するもの
 - ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・ 個人の名刺広告に関するもの
 - ・ その他表記する別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず、別称等を命名することとし、原則、契約

期間中は別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて正式名称を使用する場合があります。

(2) 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン、案内看板等を設置できます。なお、別称等のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、別称等への変更のお知らせを掲載し、別称等を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、別称等使用開始後に作成するものを対象とします（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します）。
- ③ 命名権者は、命名権者であることをPRすることができます。
- ④ 命名権の付与期間（契約期間）終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際し、優先して協議を行います。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

6. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサイン、案内看板等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします（命名権料とは別に負担願います）。
- ② 別称等の使用開始日において、別称等のサイン、案内看板等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 別称等のサイン、案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

7. 現場説明会

現場説明会は以下の日程で、希望者ごとに別々に案内します。参加を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、1社あたり2名まででお願いします。

令和7年4月28日（月）

8. 応募方法

(1) 提出書類

※PDF等のデータでの提出としますが、原本の提出を求めることがあります。

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
- ② 法人等の概要を記載した書類

- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
 - ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
 - ⑦ サインボード及びインフォメーションボードのデザイン案
- ※事業者決定後のデザイン案の大幅変更は不可

(2) 締め切り

令和7年5月7日（水）17時必着

9. 選定方法

次の選定項目をもとに、本学が設置する施設マネジメント委員会において、応募の趣旨、応募資格、応募条件（命名権料、契約期間）、別称等その他の提案内容、経営状態等を総合的に判断し選定します。また、応募者が1者のみの場合も、命名権者としてふさわしいか否かを判断します。

なお、いずれの応募についても不適切とする場合があります。

資格要件及び選定基準は、次のとおりとします。

(1) 資格要件

① 応募の趣旨及び別称等

- ア. 命名権者としてふさわしいか
- イ. 別称等が大学構成員、地域住民に受け入れられるか。施設のイメージを損なうおそれがないか

(2) 選定基準

① 命名権料

- ア. 財政的な観点から高額なほど高評価とする

② 契約期間

- ア. 別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。

10. 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選定しないこととします。また、本学の公式ウェブサイトで公表します。

11. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した法人等と命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後、その法人等名、施設等の「別称等」、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、本学と命名権者で協議のうえ、非公開とする場合があります。

12. 命名権料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年間契約額を年度ごとに一括で納入することになります。ただし、契約期間が1年満たない場合は、年間契約額を12で除し、契約月数を乗じた金額となります。

13. リスクの分散

新たに設置した案内看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

14. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 指定する期日までに命名権料を納入しなかったとき。
- ② 命名権者が、法令及び規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ③ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ 命名権者から契約解除の申出があったとき。
- ⑤ 本学が命名権の付与を取り消すことが必要であると認めるとき。

15. その他留意事項

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき、開示する場合があります。

16. スケジュール

- (1) 公募期間 : 令和7年4月24日（木）～令和7年5月7日（水）
- (2) 応募書類締切 : 令和7年5月7日（水）17時必着

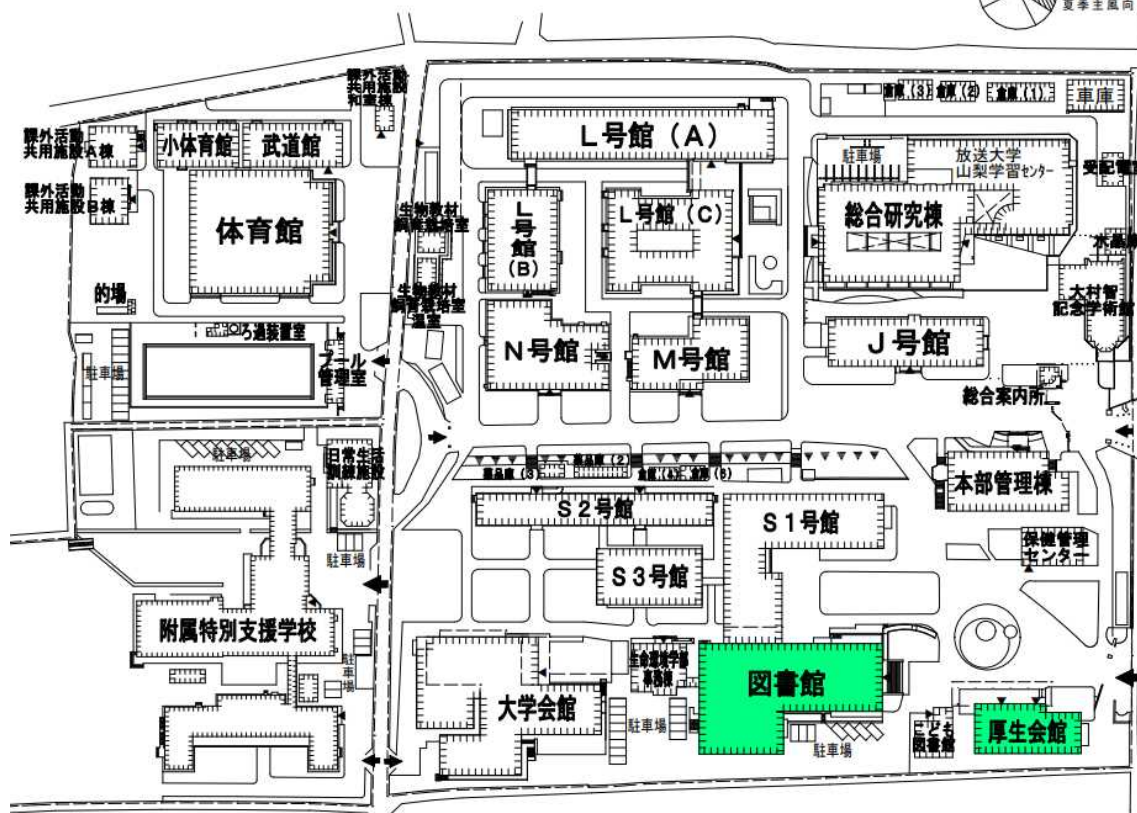
- (3) 事業者選定 : 令和7年5月下旬(予定)
- (4) 契約締結 : 令和7年6月上旬(予定)
- (5) 事業開始 : 令和7年7月1日(火)

17. 申込書等の提出先及び問合せ先

山梨大学学術研究部社会連携課 担当: 山中、中山

TEL : 055-220-8093

E-mail : shakaire@yamanashi.ac.jp

[illegible]